

課徴金と不当利得返還請求に関する判例

最高裁 平成 13 年 2 月 8 日判決

【事案の概要】 社会保険庁が発注する物品公共調達に係る入札談合事件について、既に刑事罰が確定し、かつ当該違反事実を原因として国から不当利得の返還を請求されている法人事業者に対し、公正取引委員会が、同一の事実に係る課徴金の納付を命じる審決をしたことについて、「課徴金制度は、不当な経済的利得を違反事業者から剥奪しようとする制度であり、民法上の不当利得に関する制度と類似する機能を有する面がある」として、このような場合には、「国の不当利得返還請求相当額を課徴金の対象となる売上額の算定から控除するという解釈・運用を行うべき」等として争われた事例。

課徴金制度は、カルテル行為があっても、その損失者が損失や利得との因果関係を立証して不当利得返還請求をすることが困難であることから、カルテル行為をした者に利得が不当に留保されることを防止するために設けられたものである。そのような制度の趣旨目的からみるならば、**現に損失を受けている者がある場合に、その不当利得返還請求が課徴金の制度のために妨げられる結果となってはならない。すなわち、利得者はまず損失者にその利得を返還すべきであり、現実に損失者が損失を回復していないにもかかわらず、利得者が課徴金を支払ったことだけで、損失者の不当利得返還請求権に影響を及ぼすべきものではない。**

控訴人は、課徴金を納付したのは国に対してであり、本件において不当利得返還請求をしているのも国であるから、国はすでに課徴金の支払を受けたことで損失の一部は回復している旨主張する。

しかし、同じ「国」であっても、課徴金の納付先である「国庫」と、本件の不当利得返還請求権の主体であるいわば公法人として民間の企業と同様の立場に立つ「国」とは区別しなければならない。課徴金が納付されたことは、本件の損失を回復することにはなっていないのである。

なお、民法上の不当利得制度において返還を命じられる不当利得と課徴金として剥奪を命じられる不当な利得とは、必ずしも同一範囲のものではない。しかし、利得者が、損失者にすべての利得を返還し、他に剥奪されるべき不当な利得はないにもかかわらず、なおも課徴金が課されるといえるときには、そのような課徴金の納付命令の合憲性については検討が必要であろう。また、すでに課徴金を納付した後、利得者が損失者にすべての利得を返還したという場合、先に納付した課徴金の扱いについても検討が必要な場合がある。しかし、それらのことがあるからといって、先の結論を変更するのは、制度全体の整合性を破るものというべきであり、適正な法解釈とはいえない。